8月号

おおもり青色便り

No.0709　一般社団法人 大森青色申告会　令和7.8.1

8月の個別相談について

帳簿のつけ方や会計ソフトのことでご不明点等がある場合は、早めに解決することが大切です。年末に近づくにつれ相談が集中するため、予約をお取りいただけない場合があります。

また、インボイス制度が実施されておりますので、本年新たにインボイス登録を行った方はお早めの相談をお願いいたします。

なお、ご相談等でご来所される際は原則予約制にてご対応させていただいております。お電話での予約をお願いいたします。

【対象者】☑新規入会者の方　☑帳簿のつけ方がわからない方
☑確定申告時に帳簿について指摘された方
☑今年から青色申告特別控除65万円を希望される方
☑会計ソフトの記帳方法を相談したい方
☑インボイス制度に対応した記帳方法を相談したい方
☑その他、帳簿の記帳方法に関係するご相談がある方

【時　間】午前：9時・10時・11時　午後：1時・2時・3時　※相談時間は、概ね40分程度です。

【持ち物】・現在記帳している帳簿
・会計ソフトを利用している場合はノートPC
・その他に必要と思われる領収書や請求書等書類

【予　約】TEL：03-3771-8859　までご予約ください。

【その他】・通常の記帳相談は11月まで常時行っております。
・クラウド型の会計ソフトをご利用の方は、ポケットWi-Fi等のインターネットに接続できる通信環境もお持ちください。（当会に無料Wi-Fiを設置しておりますが、通信状況が不安定になる場合があります。）
・弥生会計をご利用の方は、USBメモリー等にデータを保存しご持参いただくことも可能です。

暑中お見舞い申し上げます

会長　徳永洋昭
副会長　中村敬
理事　桜井功男
平石昭夫
吉田登志夫
金子弘高
曽根幸
田村正子
田中信壽
田中節子
中里勝
林裕昭
千葉靖男
毛利高治
慶野裕子
塚本晴生
佐藤祐一
日谷レイ子
監事　森永優子
事務局長　斉藤康一郎

（一社）大森青色申告会
職員一同

令和7年中に土地・建物・株式等の譲渡を行った方や、初回の住宅ローン控除を行う方へ

当会では令和4年分の確定申告期指導より、原則として、確定申告書第3表（土地･建物や株式等に関する譲渡所得）に係る指導や、初回の住宅借入金等特別控除（2回目以降は除く）の指導を行っておりません。

上記に該当する取引がある方は、関連する内訳書･計算明細書･付表類及び確定申告書第3表を税務署で作成していただきますので（当会でご対応できません）、下記の注意事項等をご参照ください。

◆大森税務署での相談予約の際の電話番号 → 03（3755）2111

音声ガイダンス2を選択し、担当者が出たら「譲渡所得の相談」または「住宅ローン控除の相談」とお伝えください。

◆税務署で作成してもらう書類等について

①土地･建物の譲渡所得がある方 →「譲渡所得の内訳書【土地･建物用】」、「確定申告書第3表」、「その他必要に応じて作成した書類（特例等を適用する場合等）」。

②株式等の譲渡所得がある方 →「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」、「確定申告書第3表」、「その他必要に応じて作成した書類（譲渡損失を繰り越す場合等）」。

③初回の住宅ローン控除がある方 →「住宅借入金等特別控除額の計算明細書」、「その他必要に応じて作成した書類（連帯債務がある場合等）」。

◆その他注意事項等

･担当した税務署職員に氏名を伺い、税務署で作成した上記の書類に書き込んでください。

･上記で作成した書類は確定申告の際に必ずご持参ください。

･確定申告期相談の際に、上記税務署での事前相談が無い、または税務署で作成した書類をお忘れの場合は、当会で決算書のみ作成し、その後税務署で確定申告していただきますので予めご了承ください。

当会の定時総会開催におけるお願いとお知らせ

一般社団法人大森青色申告会の第14回定時総会が令和7年8月22日（金）に行われます。会員の皆様へご案内状を7月1日に往復はがきにてお送りしており、多くの方にご返信いただいております。ご協力いただきありがとうございました。未だご返信をいただけていない方は、お早めに投函くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご返信いただいていない方には、支部役員または職員がご訪問する場合やお電話でお尋ねする場合がございますので予めご了承ください。定足数が不足すると総会が成立しませんので、皆様のご理解ご協力をお願い申し上げます。

▶ 大森税務署からのお知らせ

令和7年7月10日付で下記のとおり人事異動がありました。

（敬称略）

役　職	新		旧	
	氏　名	前任地	氏　名	赴任先
署　　長	古寺（ふるてら）　信男（のぶお）	福岡局　甘木署 署長	井上（いのうえ）　丈晴（たけはる）	税大　専門教育部 主任教授
副　署　長	境（さかい）　麻衣子（まいこ）	（留任）	境（さかい）　麻衣子（まいこ）	（留任）
個人 1 統括官	堀之内（ほりのうち）　暁（あきら）	平塚署　個人１部門 統括官	北原（きたはら）　英明（ひであき）	雪谷署 特別国税調査官
個人１指導上席	加藤（かとう）　嘉人（よしと）	（留任）	加藤（かとう）　嘉人（よしと）	（留任）

▶ 都税事務所からのお知らせ

災害等により甚大な被害を受けた方に対して都税を減免する制度があります。

風水害や地震、火災などで甚大な被害を受けた方に対して、被災の程度等によって税金を軽減または免除する制度があります。

減免する場合

崖崩れ、家屋損壊等の被害のうち、一定程度以上の被災を受けた場合

減免の対象となる都税

固定資産税・都市計画税（23 区内）、不動産取得税、個人事業税　など
※原則として、一度課税された税金のうち、納期限前のものに限られます。（不動産取得税を除く。）

減免を受けるための手続

減免を受けるためには、原則として、納期限（不動産取得税を除く。）までに、納税者ご本人からの申請が必要です。
被災された方は、区市町村（火災の場合は消防署）で発行する「罹災証明書」など、被災の事実を証明する書類を添えて、所管の都税事務所まで申請してください。
また、被災により、都税を一度に納めることができない場合には、一括での納税が猶予され、分割などでご納付いただける納税の猶予の制度もあります。なお、納税の猶予を受ける場合にも、申請が必要となります。

☆ 詳しくは、所管の都税事務所までお問い合わせください。

東京青色交通事故傷害保険のご案内

交通事故によるケガでの通院、入院や手術、また事故で死亡、後遺障害が残った場合などに補償される保険です！

※１年ごとに事務局にて更新手続きが必要になります。手続きでご来所される際には事前にご連絡ください。

○年齢制限などの加入制限もないため、どなたでもご加入いただけます！

○個人型（最大10口）と家族型（最大３口）の２種類の加入タイプから選択ができます！
詳細は、事務局 鷲尾（わしお）までお問い合わせください。

○令和７年10月１日補償開始の新規加入・継続の申込が始まりました！ 申込期限は、８月29日（金）16時までです。
（※事務処理等の都合により、中途加入の手続きは行っておりませんのでご注意ください）

東京都内の青色申告会に所属している会員が（一社）東京青色申告会連合会の優待サービスを受けるため、各サービス提供事業者に対して提示する「青色サービスパス」について、（一社）東京青色申告会連合会又は当会のホームページから専用のページにアクセスすることで、スマートフォン等から直接、利用することができます。

https://www.tokyo-aoiro.or.jp/service/service_details_servicepass/
サービスパスの表示パスワード：aoiro2025（令和７年７月１日以降）

是非、ご活用ください。

当会の夏季休暇について

９月２４日（水）・２５日（木）・２６日（金）は、当会の夏季休暇とさせていただきます。
会員の皆様にはご迷惑をお掛けしますが、ご理解のほど宜しくお願いいたします。
なお、８月はお盆休みを設けておりませんので、ご予約の上お気軽にお越しください。

一般社団法人
大森青色申告会
責任者　会長 徳永　洋昭
大田区中央３丁目１０－１８
TEL：03（3771）8859
FAX：03（3773）6388
Eメール：aoiro-o@nifty.com
URL：https://www.oomori-aoiro.org

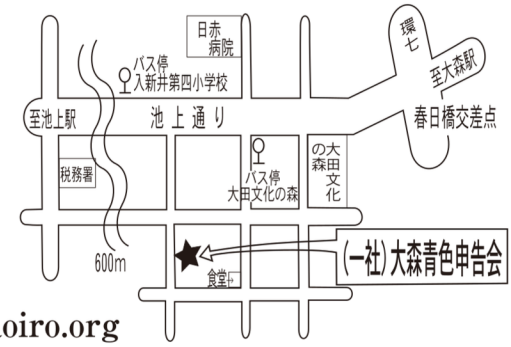

予約制　事務局に申込み
時　間　申込順で30分位

無料法律相談日
８月14日（木）
８月28日（木）

保険の相談
ご希望の方は事務局迄